



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
: 食品添加物の指定等に関する指針について
- B【シリーズ】 食品表示案内 第26講 第1～第2段
: 容器包装の識別表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
: 食品中のシアン化合物について
- D【コーナー】 各種検定対策: 景品表示法の設問を解く(最終回)

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針(平成8年3月22日付け衛化第29号別添)が一部改正されています(令和4年9月29日生食発0929第3号)

内閣府食品安全委員会において、「添加物に関する食品健康影響評価指針」が令和3年9月に改正されたためです。

本指針では

◆ 目的

本指針は、食品衛生法第12条の規定に基づく人の健康を損なうおそれのない食品添加物の指定及び同法第13条第1項の規定に基づく食品添加物の使用基準改正に関する要請手続、要請書に添付すべき資料の範囲等を規定するものです。

◆ 食品添加物の指定及び使用基準改正に関する基本的考え方

食品添加物は、人の健康を損なうおそれがなくかつその使用が消費者に何らかの利点を与えるものでなければなりません。

したがって、食品添加物の指定及び使用基準改正に当たっては、次の点が科学的に評価されることが必要です。このため、コーデックス委員会(FAO/WHO 合同食品規格委員会)の基準、JECFA(FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議)の規格等を参考にするとともに、わが国の食品摂取の状況等を勘案し、公衆衛生の観点から、科学的見地に基づき、厚生労働省薬事・食品衛生審議会において審議される必要があります。また、内閣府食品安全委員会において食品健康影響評価が行われています。

厚生労働省HPから作成

※続きはPage 1-2~3(会員)で記載しています。

《加工食品》

第26講 容器包装の識別表示について

第1段 容器包装

家庭から排出される廃棄物の増大を抑えるために平成12年4月から、容器包装リサイクル法が完全施行されました。ガラス瓶、PET容器に加え「紙製容器包装」及び「プラスチック製容器包装」が新たに分別収集及び再商品化（リサイクル）の対象として追加されました。

これら容器包装の再商品化を円滑に実施するためには、分別排出を促進することが必要であるため、平成13年4月に資源有効利用促進法が施行されました。これにより従来から識別表示が義務付けられていた容器類に加え、「紙製容器包装」と「プラスチック製容器包装」についても識別表示が義務付けられました。容器包装リサイクル法で、消費者は分別排出をし、市町村は分別収集の責任があり、事業者は再商品化の義務があるという役割分担が明確にされています。

この容器包装リサイクル法において、「容器包装」とは、商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。」と定義されています。具体的には省令でスチール容器、アルミニウム製容器、ガラス製容器、段ボール製容器、飲料用紙容器、その他紙製容器、PET容器（飲料・しょうゆ用等）、その他プラスチック製容器等と規定されています。

ここで、プラマークや紙マークの識別表示は容器包装に表示するものです。どの様なものが容器包装リサイクル法の対象となる「容器包装」に該当するか見ていきましょう。

(1)「容器」又は「包装」に該当するか否かは、基本的には社会通念上、「物を入れ、又は包むもの」といえるか否かにより判断されます。栓・ふた、中仕切り等他の部分と一体となって、「物を入れ、又は包むもの」の一部として使用されるものも「容器」又は「包装」に該当します。

※続きはPage 2-2～4（会員）で記載しています。

■ 豆科植物には、動物・昆虫による食害や微生物による加害への対抗手段として、種子に種々の有害物質を含むものがあることが知られています。例えば、大豆、いんげんまめ等には、種々のたんぱく質分解酵素阻害物質やレクチンと総称される赤血球凝集作用物質が含まれています。また、東南アジアや中南米で生産されている「ライマメ」という種の豆には、シアン化合物(青酸配糖体のファゼオルナチン。リナマリンとも呼ばれる。)を含んでいるものがあります。

このうち、たんぱく質分解酵素阻害物質や赤血球凝集作用物質は、加熱により作用活性が低下・消失します。このため、加熱調理して食べれば人体への悪影響を心配する必要はありませんが、生の豆を食べることは、胃や腸の障害などの原因となる可能性もあり、避けるべきでしょう。

一方、シアン化合物は、含有量が多いと、植物内に含まれている分解酵素や腸内細菌により分解されて青酸(シアン化水素:HCN)を遊離し、食中毒の原因となる可能性があります。しかし、豆類の場合、調理・加工時に繰り返し水にさらすことにより完全に除去することが可能です。このため、日本では、豆類と生あんに関しては、食品衛生法に基づいて定められた規格基準があり、流通、用途、製造方法等が規制されています。

ここで、シアン化合物は、豆類以外にも梅、杏仁(アズノ種)、キャッサバ(タピオカの原料)等にも含まれています。

公益財団法人 日本豆類協会HPから作成

※ 解説はPage 3-2,3 (会員) で記載しています。

■ 景品表示法の創作問題を解く

【問1】景品表示法について、ア～オのうち正しいものの組合せを解答欄1～5の中から一つ選びなさい。

ア 将来の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示は、その表示方法自体に、表示と実際の販売価格が異なることにつながるおそれが内在されたものであるといわざるを得ず、需給状況等が変化しても当該将来の販売価格で販売することとしている場合など比較対照価格とされた将来の販売価格で販売することが確かな場合以外は、基本的に行うべきではない。

イ 商店街振興組合法第6条は商店街振興組合の地区について、小売商業者又はサービス業者の20人以上が近接していることを1つの条件としているので、例えば、20人以上の小売商業者又はサービス業者が近接して商店街を形成している場合には、この商店街における共同の懸賞販売が、懸賞制限告示の共同懸賞に該当する可能性がある。

ウ 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針は本文と別添記載の具体的事例の二部構成で記載されている。具体的な措置は、その規模や業態、取り扱う商品又は役務の内容、取引の態様等に応じ、各事業者において個別具体的に判断されるべきものである。

エ 航空会社によるマイレージサービスは、自社の提供する蓄積マイルに応じて自社の航空券を無料で提供する場合は値引きとされ、景品規制の対象にならないが、他社の提供するサービスなど、実質的に同一といえないものは規制の対象になりえる。ただし、例えばA航空会社のマイルで、A航空会社とB会社で共通して使用できる同額の割引証と交換できる場合は規制の適用が除外される。

オ 原材料に僅少量の果汁等が使用されている清涼飲料水等について、果実の名称を用いた商品名等の表示であって、当該清涼飲料水等の原材料に果汁等が使用されていない旨又は果汁等の割合が明りょうに記載されていないものも不当表示となる。ここで、「僅少量」とは、果実飲料の日本農林規格に定める果実ごとの糖用屈折計示度の基準に対する割合で3%未満の量とされている。

解答欄 1. ア、イ 2. ア、オ 3. ウ、オ 4. イ、エ 5. ウ、エ

※ 解説はPage 4-2（会員）で記載しています。

A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2022年(令和4年)のご利用いただきありがとうございました。2023年も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2022年 12月号】



幸福であることができるのは、それら暮らしのほうではなく、それらを暮らしている「魂」のほうだからである。

幸福な魂は、金持ちであれ、清貧であれ、幸福だろう。幸福と心であるが故に夢にあっても見たいものだ。
(池田晶子「残酷人生論」(も)をゆう意識)

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。